

(案の 2)

令和5年度「スポーツキャリアサポート支援事業に係る委託事業」 スポーツ人材の効果的な活用の在り方に関する基礎的調査研究 (スポーツ指導者等制度の在り方の検討に資する基礎的調査研究) 審 査 基 準

1. 企画提案の採択方法

提案された企画について、本事業の趣旨等に照らし内容が優れているかどうか評価を行い、原則として最も得点の高い者から順番に予算の範囲内で採択する。採択件数は公募時点の予定件数であり、審査委員会の決定により増減する場合がある。

2. 審査方法

企画提案書は、スポーツ庁参事官（民間スポーツ担当）付技術審査委員会で審査する。また、審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることがある。

3. 評価方法

評価は、下記の評価項目について次の評価基準による絶対評価を行い、技術審査委員会の各委員が評価した得点の平均を当該提案団体の得点とする。ただし評価点の平均が24点に満たない場合は不合格とする。

[評価基準]

大変優れている=5点 優れている=4点 普通=3点 やや劣っている=2点 劣っている=1点

「事業実施主体」に関する評価項目 [5×3=15点]

- (1) 事業実施・事業管理に必要な人員・組織体制が整っていること。
- (2) 事業を適切に遂行するために必要な実績・ノウハウ等を有していること。
- (3) 事業実施メンバーが当該分野及び関連分野に関する知識・知見を持っていること。

「事業内容」に関する評価項目 [5×5=25点]

- (1) 公募要領で定める事業内容について全て提案され、実現性・妥当性があること。
- (2) 事業のスケジュールが具体的かつ合理的であること。
- (3) 調査の方法が具体的かつ適切であり、かつ成果が期待できること。
- (4) 事業の成果を高めるために効果的な工夫がなされていること。
- (5) 妥当な経費が計上されていること。

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価項目

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。また、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）等
 - ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）=1.0点
 - ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）=1.5点

(案の 2)

・認定段階 3 = 2. 0 点

・プラチナえるぼし認定企業 = 3. 0 点行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない

・事業主（常時雇用する労働者の数が 100 人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ） = 1. 0 点

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）

・くるみん認定①（平成 29 年 3 月 31 日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 31 号）による改正前の次世代法施行規則第 4 条または平成 29 年改正省令附則第 2 条第 3 項の規定に基づく認定 = 1. 0 点

・トライくるみん認定 = 1. 5 点

・くるみん認定②（平成 29 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 185 号）による改正前の次世代法施行規則第 4 条又は令和 3 年改正省令附則第 2 条第 2 項の規定に基づく認定（ただし、①の認定を除く） = 1. 5 点

・くるみん認定③（令和 4 年 4 月 1 日以降の基準）（令和 3 年改正省令による改正後の次世代法施行規則第 4 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定に基づく認定） = 1. 5 点

・プラチナくるみん認定 = 3. 0 点

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

・ユースエール認定 = 1. 0 点

○上記に該当する認定等を有しない = 0 点

障害者支援等の取組に関する評価」に係る評価基準

以下の評価基準により 3 段階評価を行う。

大変配慮している = 2 点

配慮している = 1 点

配慮してない = 0 点

審査要領

スポーツキャリアサポート支援事業における事業者の審査、評価及び選定を行うため審査委員会を置く。本事業の選定は審査委員会によって決定するものとし、審査委員は下記について遵守しなければならない。

記

(秘密の保持)

第1 審査委員は、本審査で知り得た情報を口外してはならない。ただし公表されている内容はその限りではない。

(利害関係者の審査)

第2 審査委員は、競争参加者の中に次のいずれかに該当する者がいたときは、すみやかにスポーツ庁参事官（民間スポーツ担当）に申し出なければならない。

- ① 競争参加者の企画提案書の中に、何らかの形で審査委員自身が参画する内容の記載があった場合
 - ② 審査委員が所属している法人等から申請があった場合
 - ③ 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者から寄附を受けている場合
 - ④ 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者と共同研究又は共同で事業を行い且つそのための資金を審査委員自身が受けている場合
 - ⑤ 審査委員自身と競争参加者との間に、過去5年以内に取引があり且つ競争参加者からその対価を審査委員自身が受け取っている場合
 - ⑥ 審査委員自身が、競争参加者の発行した株式または新株予約権を保有している場合。
 - ⑦ その他、競争参加者（競争参加者が法人の場合はその役員、その他企画提案書の中の研究代表者又は共同参画者等を含む）との間に深い利害関係があり、当該競争参加者の審査を行った場合に社会通念上の疑義を抱かれるおそれがある場合
- 2 前項の1号から6号に該当する場合、当該審査委員はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。また、7号に該当する場合、スポーツ庁は審査委員会に当該審査委員の審査の可否についての決定を求めなければならない。ただし、当該審査委員自ら当該競争参加者の審査を辞退した場合はその限りではない。
- 3 審査委員会は、前項の要請を受けた場合はただちに審査委員の中から委員長を選任し、当該審査委員の審査の可否について決定しなければならない。また、審査委員会は、前項の要請を拒否することもできる。
- 4 審査委員は、前項により審査委員会が審査を行ってはならないことを決定した場合又は要請を拒否した場合はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。

(不公正な働きかけ)

第3 審査委員は、当該審査について不公正な働きかけがあった場合は、すみやかにスポーツ庁参事官（民間スポーツ担当）に報告しなければならない。

- 2 スポーツ庁は前項の報告を受けた場合は、適切に対処しなければならない。